

平成30年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成30年6月28日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第32号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について
- 第33号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第35号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第36号議案 工事の請負契約について（北部中学校校舎増築工事）
- 第37号議案 財産の取得について（職員用パソコン）
- 陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	成瀬 敦君	副 町 長	大竹 広行君
教 育	長	小野 伸之君	企 画 部 長	近藤 学君
総 務 部	長	山本 富雄君	住 民 こ ど も 部 長	都 築 幹 浩君
健 康 福 祉 部	長	藪田 芳秀君	環 境 経 済 部 長	鳥 居 栄 一君
建 設 部	長	羽根 淵闘志君	教 育 部 長	志 賀 光 浩君
消 防	長	吉本 智明君	教 育 部 次 長	牧 野 宏 幸君
会 計 管 理 者			学 校 教 育 課 長	
兼 出 納 室 長		林 敏 幸君	消 防 次 長 兼	
			消 防 署 長	小 山 哲 夫君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧 野 洋 司 君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

ここで、御報告いたします。

佐々木建設部次長は、体調不良のため本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者14名であります。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木重一君、5番 水野千代子君の両名を指名いたします。

○

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第32号議案から第37号議案までの6件と、陳情第1号から陳情第6号までの6件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成30年6月28日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成30年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第32号 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 工事の請負契約について（北部中学校校舎増築工事）。

北部中学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第37号 財産の取得について（職員用パソコン）。

職員用パソコンの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書。

国に対し、沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、浅井武光君。

〔9番 浅井武光君 登壇〕

○9番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成30年6月28日

議長 杉浦あきら様

委員長 浅井武光

平成30年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告をいたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第33号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第34号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。

地方税法施行令等の一部改正する政令の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 幸田町介護保険条例の一部改正について。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で終わります。

〔9番 浅井武光君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 34号議案の国保税の条例改正の関係ですが、概要にもありますよ

うに、地方税法施行令等の一部を改正する政令で、そうしたときに提案の内容が施行令が改正をされましたからやりますよということですが、委員会の中で施行令が改正をされる、そういうことについてその施行令に従ってそれぞれの自治体が条例改正をしなければ違法行為、違法性があるのかどうなのか。この点について審議がされたかどうか説明を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 今、伊藤議員から申された関係につきましては、地方税法の政令での改正をする必要があるからということでありまして、委員の中では別段ありませんでした。ただ、幸田町としての後期高齢者が多いというその中で、全体では1.3倍多いということで、医療の関係につきましてはふえているということが現状です。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の聞き方が悪かったかもしれない。要は、政令が改正されたら自治体は必ずこの政令によって引き上げをしなければならないのかどうなのか。そもそも政令とは何なのかというようなことも含めて、委員会で議論、説明がされたかどうか説明を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） その関係については、別に議論はなかったわけでありまして、町として先ほど言いましたとおり、理由としては後期高齢者、こういうものがふえているからという、そういうことであります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後期高齢者がふえてるからだよということですが、議案の関係資料にもありますように、今回の関係は医療分ですよね。医療分の中に確かに後期分、介護分というものが入っているけれども、後期分あるいは介護分というものに対する当局はどういうふうに答えたのか。まさに当局が出しているのは医療分について引き上げをしますよと、介護分や後期分については据え置きですよと。そこら辺はまぜ返しがされているような意味合いがあるわけですが、委員会の中でそういうことに対して委員のほうから質問があったときにそういう議論がされたという点でいきますと、当局のしたたかな計算があるのか。当局が上から来たものは何でもそのままずっと通せばいいのかというようなことも含めてですが、要は政令が改正されたら自治体は必ずやらないといけないのか。今回の関係は政令で課税の上限はここまで引き上げてもいいよ、課税限度額は引き上げてもいいよというだけで、引き上げの上限が決められたものですよ。そうした点で委員会ではどういう審議がされたのか、再度説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） その点につきましては、介護サービスだとかそういうものの所得の額の算定、そういうものに対しまして所得税に係る譲渡所得だとか、そういうものが勘案されていると、こういうことでありまして、第22条のほうにありましては、そちらのほうは引用することができる、引用先の変更することになる、こういうことあります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、政令が改正をされましたよと、その政令は非課税限度額をここまで引き上げてもいいんですよという任意規定なんですよね。上限いっぱいやらなければ引き上げなかった自治体にペナルティーがあるのかといたら、ないです。ここまで上げてもいいよ、けども、それは上げるか上げないかはそれぞれの自治体の判断ですよ、政策的な判断ですよということですが、提案の内容はそういう政策の判断が何ひとつない。上が決めてきたから、政令が決めてきたから何も考えることもない、一番楽だわ。政策的な意図もない。幸田町の国保財政が大変きついのかどうなのかという訴えもない。そういう中で、日暮れ腹減りであるあなたは政令が決まったからやるのだよと、こういう今の幸田町の自治体行政の実態というのがこの議案の中に示されているというふうに私は思うわけですが、そういう上から来たものはそのままストレートに出していくと。いわゆるところてん行政ということについて、委員会ではばかなことをやってるよな、こんな日暮れ腹減りの行政でいいのかどうなのかということも含めて議論があったかどうか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） その点につきましては、1人の方が言われたわけでありまして、介護保険政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからということでありまして、改正の概要については介護保険法の一部を改正する政令の引用条項、こういうものに整理がしてあるということでありまして、その点については別に問題ありませんでした。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも食い違う、今委員長が説明された介護保険云々というのは35号議案ですよ。私が申し上げてお聞きしているのは34号議案の国民健康保険税条例ということなので、幾らやってもこれは私は北海道へ行きます、私は九州へ行きますよと、真ん中の幸田町でゴタゴタやる、こんな感じなのでね。私が申し上げているのは、次の35号ではなくて34号の国民健康保険は地方税法の施行令ですよ。今、あなたが言われた介護保険の施行令、これは介護保険です。しかし、医療にかかわる国民健康保険については地方税法の施行令ですよということですから、全く思考が停止して何ひとつ考えることもなく、町民の暮らしがどうだと、幸田町の国民健康保険の財政がどうだということは何ひとつ訴えられていなかったですよ、当局の提案が。まさに日暮れ腹減りで上から来たものをそのままずっとやっていくと。だったら自治体なんか要らないですよ。要らなくてもちゃんと提案しておられるということも含めて、今の幸田町の行政とは、上が言ってくれば、はいはいといって国民や住民に負担をかける。その内容が今回のこの34号であります。そうした点で議論があったかどうかという点で、御紹介と説明がいただきたい、こう申し上げてる。

○議長（杉浦あきら君） 9番、浅井君。

○9番（浅井武光君） 今、伊藤議員が言われたとおり、医療費が非常にこう1.3倍になっているということから、全体の中で高齢者が多いということでもありますので、それに

については被保険者の中で最も大きい所得の方、それから中間所得、こういうものから今度の限度額に達する所得のほうが多いということでありますので、そこら辺も考えて今後進めていきたいと、こういうことでもあります。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案6件と陳情6件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、順次、討論をしてまいります。

第32号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

昨年、5月16日、生産性向上特別措置法の成立を受け、総務省から個人情報保護条例の見直しに関する通知が出されております。それによりますと、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むこととし、その一方で、地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであると考えられるとしております。説明でもあったように、新たな産業の創出がビッグデータの収集、パーソナルデータの利活用で、行政機関の保有する個人情報、いわゆる行政の持っている匿名加工情報をビッグデータとして民間に利活用を図っていくことを前提としたものであります。本人の同意なく個人情報を取得をし利用してもいいという企業の個人情報活用における規制緩和の一環であり、重大な人権侵害をもたらしかねないというものであると指摘するものであります。今後、町民の情報がこのような形で利活用されれば、情報漏えいなどのリスクにさらされる危険性があるということを指摘をして、反対するものであります。

次に、第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論をいたします。

国民健康保険が4月から都道府県化による県単位化となりました。厚生労働省は、昨年から全都道府県の市町村ごとの保険税を試算させる中、新制度への移行初年度は、市町村独自の国保税の引き下げや国・県の財政支援を使って最終的な住民負担に配慮をと表明してきました。これは自治体や住民からの反発をおそれ、新制度に円滑に移行しなかったためであり、約5割の市町村は初年度には値上げしない方向でありました。幸田町の国保も現行水準だと表明してきたところであります。一方で、厚生労働省は、平成29年11月に平成30年度の限度額のあり方として、医療分の限度額を4万円引き上げで保険料の負担の公平を図ると示しております。そのため幸田町でも、こうした

国の法定限度額いっぱいの引き上げで、８９万円が９３万円となります。医療分が５４万円が４万円引き上げで５８万円にするものであります。課税限度額になる世帯は１０３世帯で、３９４万円の引き上げとなります。一般会計からの繰り入れ、繰越金、基金などで十分カバーできる額であり、平成３０年度の予算でも十分やれると編制してきており、現行水準でと表明してきたことから、この引き上げに反対するものであります。以上です。

〔１３番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

１３番、丸山君。

〔１３番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） ただいま討論が上がっております陳情６件について賛成討論をしてまいります。

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書であります。現在、最低賃金制度は地域別になっており、地域間格差によって労働力が働く場を求めて都市部へと集中し、そのため地方においては人口減少に加え、過疎化も進んでいる状況であります。非正規雇用がふえ、パート・アルバイトそれに加えて派遣労働など、一生懸命働いても貧困から抜け出せないいわゆるワーキングプアは全国で問題にもなっております。地域間格差をなくし、どこにいても基本的な生活が営める全国一律最低賃金制度は労働者の願いでもあります。陳情書の趣旨を酌み取り、国に意見書の提出を求めるものであります。

陳情第２号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書であります。公契約とは、国や自治体が締結する公共工事や業務委託の契約であり、公契約による事業で働く労働者の賃金や下請単価などの労働条件の最低基準を盛り込むことによって、適正な労働条件、質の向上を目指すものであり、なにより官制ワーキングプアを生み出さないためにも陳情書の採択を求めるものであります。

陳情第３号 すべての労働者に、安定した雇用と１日８時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第４号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第５号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書の３件をあわせて、賛成の立場から討論をいたします。

安倍政権が経済財政運営の基本方針、骨太の方針がまとまり、社会保障の大幅削減などの方向が浮き彫りになっております。見過ごせないのは、来年１０月から消費税の税率を８％から１０％へ引き上げることが明記し、増税に伴う物価の上昇や消費の抑制に備え、財政支出の拡大や住宅また自動車購入促進などの対策をとろうとしていることでもあります。この骨太の方針は、大企業を成長させる未来投資戦略や規制改革とともに、政権の経済政策の基本となるものであります。増税分を価格に転嫁しやすくするために値上げの時期や幅を自由にするなどというのは、値引き競争や便乗値上げなどを招き、消費者や零細業者を苦しめてまいります。また、過労死を促進する働き方改革一括法案

を何がなんでも強行しようと、国会を延長してまで審議をされ、きょうにも参議院で強行採決を図ろうとしている状況であります。この一括法案は、働く者の命と健康を破壊し、権利も脅かす重大な中身が盛り込まれ、労働時間規制を撤廃する高度プロフェSSIONAL制度を導入しようとしております。これは、労働者が長年戦いで勝ちとってきた8時間労働制を根底から覆すものにほかなりません。国の総人件費抑制の中で、非正規・非常勤職員が多く採用され、官制ワーキングプアを生み出している実態は改めるべきであります。格差と貧困が拡大する中で、安心して働くことができるようにしていくためにも、3件の陳情項目の趣旨を酌み取り、国に対して意見書の提出を求め、賛成の立場を明らかにするものであります。

陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書であります。沖縄県東村高江で米軍着陸帯建設に反対する座り込みが始まって11年たちました。沖縄では辺野古の米軍新基地建設のための埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票を求める運動が進められ、8月11日には土砂の導入を許すなど抗議の県民大会が開かれます。翁長知事にも参加を要請しております。そんな中、日本政府は、新基地建設のために8月17日にも辺野古の埋め立て海域への土砂導入を狙っております。こうした国の動き、また沖縄県民の民意を受け止め、辺野古新基地を中止させるためにも意見書の提出を求め、賛成討論といたします。

以上です。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

15番、酒向君。

〔15番 酒向弘康君 登壇〕

○15番（酒向弘康君） 陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、反対の立場から討論を行います。

近年、全国でも愛知県が、また愛知県内の自治体でも公契約条例を制定するところが多く出てきております。愛知県が制定した公契約条例は、公契約の適正化を図りつつ公共サービスの品質の確保と続き、結びに県民生活の向上と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的としています。このように労働条件の低下や雇用不安などを解消し安心して暮らすことができる社会、誰もが働きがいのある社会を目指すものであります。この公契約条例を通じて、地域における働き方改革を進めるべきだというふうに考えております。この公契約条例を通じて、地域における働き方改革を進めるべきだということも考えております。したがって、公契約条例の制定そのものには賛成であります。この陳情書にある国に意見書を提出することに対し、一足飛びに国に早期の法整備を求めるのではなく、地方自治体、業界団体、労働組合などが連携し、あくまでも地域の実情に応じて判断を決定していくことが必要であると考え、反対といたします。

以上です。

〔15番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより上程議案6件と陳情6件について採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。
最初に、第32号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正
について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第33号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報
告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する
委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第35号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長
報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 工事の請負契約について（北部中学校校舎増築工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 財産の取得について（職員用パソコン）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 すべての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、地方創生特別委員会委員長、議会広報特別委員会委員長、福祉産業建設委員会委員長、総務教育委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮ります。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成30年6月11日に召集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時46分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 平成30年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆さん方におかれましては、去る6月11日から本日まで18日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言を重く受けとめ、十分留意をいたし、町民福祉の増進と今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でありまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで御報告とお知らせをさせていただきたいと思えます。

御報告でございますが、6月18日に大阪北部で震度6弱の地震が発生をいたしました。小学校のブロック塀が倒れ、児童が下敷きになって亡くなるという痛ましい事故が起きたことを受け、学校を初めとする公共施設につきましては直ちに点検を行っており、安全確保に万全を期すため、危険箇所については早急に撤去してまいります。今後とも町民の皆様を守るため、しっかりと対応していく所存でございます。

次に、お知らせでございます。幸田町の露地桃の出荷が始まりました。ことしは例年より1週間早い出荷とのこととあります。農薬を極力減らし有機肥料で育てられた安全安心なおいしい桃であります。ぜひ御賞味をいただきたいと思えます。

さて、私につきましては平成30年5月28日から町長に就任いたしまして、初めての議会定例会でございました。議員の皆様からの御指摘、御意見を伺って、改めて身の引き締まる思いでございます。公約でもお示ししましたとおり、出会いのある身近なまちづくりを推進するため全力で当たる所存でございます。今後とも御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、梅雨の折から、蒸し暑い日がしばらく続くかとは思えます。議員の皆様方におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会報告会第1回推進会議を本日10時10分から第2委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いします。

連絡事項は以上であります。

これにて、散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 9時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年6月28日

議 長

議 員

議 員